



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ダイジェット工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 生 悦 住 歩
 (コード番号 6138 東証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 稲 田 伸一郎
 T E L 06-6791-6781

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 91 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家の皆様の利便性を向上させるため、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。

当社は、東京証券取引所に上場している会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(ご参考) 平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および後記「3. 定款一部変更」に関する議案が可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、単元株式数の変更後においても、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、当社株式について10株を1株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日現在の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日）	29,929,996株
併合により減少する株式数	26,936,997株
併合後の発行済株式総数	2,992,999株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満所有株主	253名（7.95%）	643株（0.00%）
10株以上所有株主	2,931名（92.05%）	29,929,353株（100.00%）
総株主数	3,184名（100.00%）	29,929,996株（100.00%）

(注)10株未満のみご所有の株主様253名（そのご所有株式数の合計は643株）は、本株式併合により当社株主の地位を失うこととなります。

(4) 併合の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
株主総会開催日	平成29年6月28日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および後記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ①本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を8,000万株から800万株に変更するものであります。(変更案第6条)
- ②東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。(変更案第8条)
- ③上記①および②の変更の効力は、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、効力発生日経過後、削除するものといたします。(変更案附則第2条)

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000万</u>株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p><新設></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>800万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(附 則) <u>第2条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、本附則は同日をもって、これを削除するものとする。</u></p>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月28日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10株を1株にいたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も当社株式の投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	5,500株	5個	550株	5個	なし
②	1,535株	1個	153株	1個	0.5株
③	333株	なし	33株	なし	0.3株
④	7株	なし	なし	なし	0.7株

例①に該当する株主様は、特段のお手続はございません。

例②③④に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします。

例④のように効力発生前の所有株式が10株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値には影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となり、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか？

A 6. 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式については当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 7. 特に必要なお手続きはございません。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 12 日 (金)	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日 (水)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (火)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (水)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (日)	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 11 月中旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月中旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168 - 8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-288-324
受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）